

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立元八王子小学校
校長名 内田 克美 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおり、お届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

他者と協働し主体的・創造的に「よりよく課題を解決し生き抜く資質・能力」を全ての子どもに身に付けさせるために、学校、家庭、地域社会が「社会的自立」を共通の目標とし、知・徳・体をバランスよく育み、よりよく人格を形成する為の「人間教育」を推進する。そのため、義務教育9年間の視点で社会に開かれた教育課程を編成・実施・改善することで、学校教育目標の具現化を図る。

◎ よく考え、自ら学ぶ子 【思考力・判断力・表現力が豊かな子】…(本年度重点目標)

○ 思いやりがあり、力を合わせる子 【豊かな感性と協調性をもった子】

○ 体を鍛え、ねばり強くやりとげる子【心身ともに健全でたくましく、自己実現をめざす子】

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

○ア 義務教育9年間で切れ目なくつなぐ「確かな学力」の育成

① 元八王子中学校グループ「学力定着プロジェクトチーム」を中心に、八王子市学力定着度調査等の分析を基に、全学年低・中・高学年ブロックにおける一部教科担任制や小中一貫家庭学習スタンダード、補習学習等、一体的な取組を推進することで確かな学力の定着を図る。

② 実生活・実社会上の課題と関連付けて学ぶことで、児童が主体的に概念や仕組みに気づき実生活・実社会上の課題解決に活かす主体的・対話的で深い学びを推進する。

③ 『元八小ICT推進計画』に基づき、ICTを効果的に活用した授業を組織的・系統的・教科横断的に推進することにより、情報活用能力を身に付け、個別最適な学びを通して確かな学力を育成する。

イ 豊かな心の育成(安心して通える学校づくり)

① 「人間理解に基づく指導・支援」(「型の指導」と「心の耕し」の両輪)を組織的に推進することにより、本校に通う全ての子どもたちが安心して成長できる学校づくりを推進する。

② 特別の教科 道徳を中心とした道徳教育全体計画及び別葉を通じて行う道徳教育や他者との関わり合いを重視した体験活動等を通し、自己理解や他者理解を深め、自己有用感を育むとともに、思いやりをもち、互いに学び合い高め合っていこうとする態度を育てる。

ウ 健やかな体の育成

健康・体力を向上させる活動、スポーツへの興味・関心を高める活動、安全教育を取り入れ、生涯に渡って安全かつ主体的に健康を維持管理し、運動を豊かに実践・愛好する心情を育む。

エ 不登校児童への支援

不登校総合対策プラン「つながるプラン」に基づき、登校支援コーディネーターを中心とした校内委員会を核に、校内のマニュアルを活用し家庭や関係機関等と連携した組織的かつ柔軟な支援を行う。

オ いじめの防止に向けた組織的対応の強化

八王子市教育委員会いじめ総合対策を踏まえ、本校の学校いじめ防止基本方針に基づくいじめを許さない取組を進め、児童の悩みや課題を把握し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。

カ 児童一人ひとりの教育的ニーズに応じ多様性を認め合う特別支援教育の充実

八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、特別支援学級、特別支援教室拠点校として、組織的な支援・研修体制を向上させることで児童の不適応を防止し、児童の可能性を最大限に高め社会的自立に導く。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【元八王子中学校グループ(元八王子小、式分方小)】

『社会的自立』を共通目標とし、全ての子どもたちに知・徳・体をバランスよく育成することで、次代を生き抜く資質・能力を確実に身に付ける。

○ 生涯にわたって学び続けるための基礎的な学力や自ら考え行動できる力をもった生徒

○ 豊かな社会性や人間性、自己肯定感、自己有用感のある生徒

○ たくましく生きるための健康と体力がある生徒

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 人間理解に基づく指導・支援を土台として、元八スタンダードを全学級で徹底することにより、授業規律を確立し、全ての児童が教師との信頼関係の下、安心・集中して学ぶことができる学習環境を整える。
- ② 各種学力調査等の結果の分析を行い、元八王子中学校グループの「学力定着プロジェクトチーム」を中心に義務教育期9年間の視点で学習の躓きを共有し、小中一貫した学習支援体制の確立、補習機会の充実等の取組を組織的・系統的に進めることで、「確かな学力」を全ての児童に確実に身に付けさせる。
- ③ 全学年低・中・高学年ブロックに分けて教科担任制授業や交換授業を推進することで、教材研究を充実させ教科指導の専門性を高め、授業改善を図る。また、保護者・地域に対し教科担任制の意義を児童の具体的な成長する姿を通して、授業公開や個人面談、説明会等の機会に伝えていく。
- ④ 校内研究を中心に各教科において「読み解く力の育成」「個別最適な学び・協働的な学び」を研究・実践し授業改善を進めることで、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と思考力・判断力・表現力等のさらなる伸長を図る。
- ⑤ 義務教育9年間を見通した1人1台の学習用端末の効果的な活用を通して、情報活用能力を身に付け、主体的に情報を収集・活用したり、他者と協働したりし、実生活・実社会上の課題解決に活かす学習を充実させる。また、校内のICT支援体制を強化するとともに、日常的に活用できる実践型のミニ研修を中心に実施し、教員のICT活用指導力の向上を図る。
- ⑥ 体育科では、「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果に基づき体力向上推進プランを立て、教材・教具・資料の整備やICT機器の活用など授業改善を行い、技能の向上、健康・体力の向上を図る。
- ⑦ 義務教育9年間を見通した外国語教育の充実のため、「元八王子中学校教員による英語指導」を実施するとともに、高学年児童による英語を用いた発表や各教科等における外国語活用、異文化理解教育を通し、英語での音声を中心としたコミュニケーション能力の向上、異文化理解の推進を図る。

イ 総合的な学習の時間

- ① 現代的諸課題や実生活、実社会上の課題に自ら気づき、他者と協働しながら主体的によりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていく力を身に付けるため、1人1台の学習用端末を効果的に活用した教科横断的な探究学習を推進する。全学年の共通取組としては「SDGs」と「郷土学習（日本遺産）」とする。
- ② 八王子市の食や自然、産業、歴史、文化等について身近な地域での交流・体験を通して学ぶ機会を設定し、豊かな感性と地域への愛着心、地域における多世代のつながりを構築し、児童が主体的に「よりよい町づくり」に参画しようとする態度を養う。

ウ 特別活動

- ① 義務教育9年間を見通した学級活動、児童会活動やクラブ活動等、様々な集団活動を通して、主体的に学校や学級の生活の課題に気づき、話し合いを通して学校生活をよりよくする力を育む。
- ② 集団宿泊的行事等の学校行事を通して、児童が自主的・実践的に活動していく喜びや達成感をもつことができるようにする。また、集団の一員としての所属感を高める指導を行い、自己肯定感や自己有用感等、児童の自尊感情を高める。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ① 教師、子ども、家庭の相互理解、信頼関係づくりを基盤に、学校・家庭・地域が連携し道徳教育を進めることで、社会的自立に必要な規範意識や人権感覚、望ましい生活態度を育成する。
- ② 道徳教育全体計画及び別葉をもとに、主たる教材である教科書、東京都道徳教育教材集の活用により多面的・多角的に深く考えたり議論したりし、児童一人ひとりが自己を見つめ、主体的に道徳的实践力を身に付けられるようにする。また「生命の尊さ」「親切、思いやり」を重点項目として取扱い、行事や指導時期との関連を図ることで豊かな心の育成を図る。特に「八王子市いのちの大切さを共に考える日」「情報リテラシー教育」については重点内容とし、家庭と連携した指導を行う。
- ③ 道徳授業地区公開講座等を通して、地域や保護者の道徳教育への理解と関心を深め、学校の取組を発信し、地域・保護者と道徳教育の観点から連携を図り、児童に生命を尊重する心や人を思いやる心を育てる。

(3) キャリア教育

- ① 義務教育9年間を見通したキャリア教育全体目標のもと、社会人・職業人としての知識や経験が豊富な地域人材や地域資源の活用を図ることで、「保護者・地域協働型キャリア教育」を推進し、学ぶことと自己の将来とのつながりを見直しながら、地域の一員として社会的に自立できるよう、必要な基礎となる資質・能力を育てる。
- ② 「清掃活動」「学級の当番活動」「委員会活動」等の学校・学級の中で自己の役割を果たす活動を通して、児童一人ひとりが働くことの大切さや意義を理解するとともに、これからのキャリアに必要とされる望ましい勤労観・職業観を育てる。
- ③ 児童一人ひとりが「はちおうじっ子キャリア・パスポート」に取り組み、振り返りを継続して蓄積することで自己理解を深め、自己の生き方を考えることができるようにする。また、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を中学校に引継ぎ、一人ひとりのニーズに応じた指導に活用するとともに、保護者と児童の成長を共有していく。

(4) 特別支援教育

- ① 元八王子中学校グループ「特別支援プロジェクトチーム」を中心に、小中学校合同の教員研修、情報交流を密に行い、障害の有無にかかわらず全ての児童に切れ目のない組織的支援を継続できるようにしていく。なお、地域の特別支援教育の拠点校として、近隣校及び保護者、関係機関との連携を深め、地域全体の特別支援教育の推進を図る。
- ② 特別な支援や指導が必要な児童については、児童一人ひとりの教育的ニーズを把握し、保護者と連携し、学校生活支援シートや連携型個別指導計画の活用を図るとともに、校内委員会や関係機関、保護者と十分に協議・連携し、組織的・継続的な支援に努める。
- ③ 通常学級と特別支援学級との交流や都立特別支援学校との副籍交流をより充実させ、障害者理解教育と合理的配慮やユニバーサルデザインに立った指導を推進することで共生社会の実現を図る。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 「人間理解を基盤とした生活指導」を推進し、「元八スタンダード」「生活指導スタンダード」等各種マニュアルに基づいた児童の気持ちに寄り添う指導を徹底していく。
- ② 子どもたちの安全・安心な学校生活を保障するために、セーフティ教室や交通安全教室を実施し、児童主体のよりよい学校（学年・学級）づくりに向けた生活のきまりを改善する。また、全教職員での組織的な取組体制を確立して、すべての子どもたちの成長につなげていく。
- ③ 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、「八王子市教育委員会『生命（いのち）の安全教育』」を基に、発達段階に応じて各教科にて指導する。

イ いじめ防止等の取組

- ① いじめ防止対策推進法及び学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ等の対応については、毎週1回以上の学校いじめ対策委員会を実効的に行う事により、全ての教職員が法規・対応を理解した上で、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を組織的に徹底できるようにする。
- ② 週1回のおいじめ対応の時間には、各学級の児童情報の収集、実態・対応確認、教員研修、子ども見守りシート、相談体制の構築等を行う事で、児童が安心して通える学校をつくる。
- ③ いじめ防止のために、中学校と連携した「いじめ防止標語づくり」、「情報リテラシー教育」（全学年・保護者）、SOSの出し方に関する教育（全学年）等を学校・家庭・地域が一体となり実施する。また、年2回のふれあい（いじめ防止強化）月間と2月の元八ふれあい月間において相談できる大人がいない児童を0にする取組を推進するとともに「いじめアンケート」や「気になる児童調査」「Q-U」を組織的に実施する。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 登校支援コーディネーターを中心とした校内委員会を隔週で開催し、個票システム、校内マニュアル及び対応チェックリストを活用し、各学級の出席・対応状況を組織的に確認・対応検討を行う。家庭やスクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携した組織的かつ継続的な支援を行う。
- ② 児童にとって「行きたい」と思えるような楽しい授業や行事、主体的な活動を促す教育活動を展開したり、教室以外でも安心して過ごせる場を確保したりする等、不登校の未然防止の取組を推進する。

(6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマム）

- ① 元八王子中学校グループ『学力定着プロジェクトチーム』を中心に、八王子市学力定着度調査の結果の分析、「はちおうじっ子ミニマム」を活用していく中で、児童一人ひとりのつまずきの共有と対応策の検討・実施及び、「家庭学習スタンダード」の共有を進める。
- ② 元八王子中学校グループでの相互授業参観・情報交流会、ICT活用における校内研究・研修の相互参加、補習学習、中学生ボランティアによる「放課後学習教室」、中学校教員による授業体験・進路説明会等の取組を通し、義務教育9年間を見通した学力向上の取組を推進する。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

（取組1）児童会と生徒会の交流や各学校行事での交流等を通して、児童・生徒にとって、義務教育9年間の切れ目のない教育活動となるようにする。

（取組2）児童生徒の確実な学力定着を図るために、『学力定着プロジェクトチーム』を中心に、相互授業参観やICT機器の活用等の校内研修等の相互参加を行い、指導の工夫を共有する。また、国語科と算数・数学科において、小中共通の『家庭学習スタンダード』の内容の充実を目指し、協議を年3回程度行い、家庭学習のさらなる定着を図る。

○（取組3）『特別支援プロジェクトチーム』を設置し、児童・生徒の情報共有を定期的に行い、切れ目のない9年間を意識した支援や指導について検討する。また、特別支援教育に関する校内研修の相互参加を行う。

（取組4）地域で行われる清掃活動について、児童会や生徒会を中心に参加を呼び掛ける。

イ その他

- ① 1人1台の学習用端末を効果的に活用するとともに情報活用能力系統表を基に情報リテラシー教育を計画的に実施する。また学習での活用を日常化し、個に応じた学びをより深める環境を整える。
- ② 近隣の幼稚園、保育園との保・幼・小連携の日には「保・幼・小の架け橋カリキュラム」の実施を進め、児童の小学校生活への円滑な移行につなげていく。また、子ども同士の直接的な交流を通して、幼児と児童の双方にとって、ともに成長や学びにつながる交流活動を行う。
- ③ 地域と合同で行う活動として、青少年対策元八王子地区委員会の主催各行事（クリーン活動・体験型防災訓練等）への積極的な参加を促すとともに、地域主催の活動の取組を見取り評価していく。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	17	18	22	15	4	19	21	19	19	15	18	17	204
2	18	18	22	15	4	19	21	19	19	15	18	17	205
3	17	18	22	15	4	19	21	19	19	15	18	17	204
4	17	18	22	15	4	19	21	19	19	15	18	17	204
5	17	18	22	17	4	19	21	19	19	15	18	18	207
6	18	18	22	15	4	19	21	19	19	15	18	17	205
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年は、始業式に参加しないため1日減。 ・第3・4・5学年は、入学式に参加しないため1日減。 ・第1・2・3・4学年は、卒業式に参加しないため1日減。 ・第6学年は修了式に参加しないため、1日減。 ・第5学年は移動教室のため、7月28日(火)から7月29日(水)を授業日とする。 ・夏季休業日を7月23日(木)から8月25日(火)までとする。 ・開校記念日の5月12日(火)を授業日とする。 ・都民の日の10月1日(木)を授業日とする。 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表 (1単位時間は、45分とする。)

領 域		学 年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70	70	70(10)	70(10)
特別活動 (学級活動)		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980	1015	1015(10)	1015(10)

備 考

ア その他の授業時数

区分		学年					
		1	2	3	4	5	6
児童会活動	児童会集会活動	10 1/3	10 1/3	13 2/3	13	13	12 1/3
	委員会活動					11	11
クラブ活動					17 1/3	17 1/3	17 1/3
学校行事		39	35 1/3	31	33	57	64 1/3
学級・学年裁量の時間		30	24	12	2	11	2

イ 1 単位時間

- ・ 1 単位時間は45分とする。
- ・ クラブ活動は60分間を13回実施する。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

- ・ 委員会活動・クラブ活動がない金曜日の6校時に、第4学年で年2回授業を行う。
12月18日 2月26日
- ・ 委員会活動・クラブ活動がない金曜日の6校時に、第5・6学年で年9回授業を行う。
5月22日 7月17日 9月25日 10月9日 10月16日
11月20日 12月18日 2月26日 3月19日
- ・ キャリア教育の充実に向け、月曜日の6校時に第6学年で年5回授業を行う。
5月18日 10月26日 11月2日 11月9日 11月16日
- ・ 離任式を、通常第2学年の授業設定がない4月28日火曜日の6校時に行う。
- ・ 第3学年によるクラブ見学を、通常授業設定のない1月15日金曜日の6校時に行う。

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

- ・ 第5学年 総合的な学習の時間 (はちおうじの豊かな自然環境について調べよう) 『調べる』課題 10時間
- ・ 第6学年 総合的な学習の時間 (はちおうじの歴史について調べよう) 『調べる』課題 10時間

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・ 毎週水曜日の8時30分から8時40分までを朝読書とする。
- ・ 毎週木曜日の8時30分から8時40分までを朝学習とする。
- ・ 縦割り班活動を、昼休みに年間7回行う。
- ・ 清掃活動を、昼休みに年間3回行う。
- ・ 上記の取組とは別に、授業終了から放課後補習を適宜行う。

カ その他